

中間見直しについて

- （根拠） 各都道府県において作成する医療計画は、医療法第30条の6の規定により、「**在宅医療、医師の確保及び外来医療**に関する事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること」
- （目的） 上記3項目に関する事項に加え、現行計画策定後における状況の変化、本計画と密接に関連する高齢者保健福祉計画等の改定等による中間見直しを行い、計画の進捗状況を把握するとともに、次期計画改定につなげる
- （目途） 令和9年3月末

見直しの方向性

医療法上示されている事項のほか、直近の医療を取り巻く社会情勢の変化、他の改定を予定している関連計画、計画上の各指標の達成状況に基づく見直しの観点から記載内容を追加・更新

視点1 医療法に基づく見直し（在宅医療、医師確保及び外来医療）

視点2 現行計画策定後の変化による見直し

⇒ 新たな地域医療構想の策定に向けた検討状況等も反映

視点3 「高齢者保健福祉計画」「障害者・障害児施策推進計画」等の他計画との整合

⇒ 令和8年度に改定を予定している計画の内容等を反映

視点4 設定指標の見直し

⇒ 「中間評価」を実施し、目標に対する進捗が芳しくない指標等について、目標達成に向けた取組の方向性、指標の見直しの必要性を検討

スケジュール

「保健医療計画推進協議会」を中心に
見直しの検討を進め、「医療審議会」に諮問
した上で、計画を決定

